

# 奨学金返還猶予願（兼返還変更願）

公益財団法人 交通遺児育英会 御中

必ず自署、押印してください。

令和 年 月 日

奨学生	フリガナ		印	奨学生番号	-	
	氏名 (自署)				電話	-
	住所	〒 -		携帯	-	
連帯保証人	氏名		奨学生との続柄			
	住所	〒 -		電話	-	-
				携帯	-	

下記のとおり奨学金・一時金の返還の猶予（又は返還方法等の変更）をお願いいたします。  
記

## ■ 返還の猶予

返還の猶予を希望する期間	① 平成・令和 年 月から
	② 平成・令和 年 月まで

➔

③ 返還の再開予定	年 月から
-----------	-------

※ ①返還を滞納している場合は、記入不要です。②いつまで返還の猶予(返還停止)を希望するかをご記入ください。  
③返還猶予終了月(②に記入した月)の翌月からの再開となります。

◆滞納・猶予希望の理由（該当の□に✓チェックし、詳しく理由を記入してください。）

- 傷病（障害者認定がある場合は傷病名と等級を下記に記入）  進学・在学中  出産・育児  
 失業中  生活保護・住民税非課税者  経済的困窮  その他 \_\_\_\_\_

理由 **滞納の理由、返還猶予を希望する理由を具体的に書いてください。**

- 進学・就学以外の理由は、最長1年の猶予期間となり、その理由が継続する場合は再度、返還猶予願を提出ください。
- 傷病療養・入院が理由で返還猶予を希望する人は医師の診断書を提出していただくことがあります。
- 進学・在学が理由の場合は、(学校所定の) 在学証明書を添付することで最短修業年限まで猶予することができます。

※ 傷病・障害の程度、また死亡、生活保護受給中の場合には、返還金が減免されることがありますので育英会に問い合わせください。

## ■ 返還計画・方法の変更（希望する変更内容の□に✓し、または記入してください）

返還回数：  月賦（毎月払い）  半年賦（6月と12月払い）  2カ月毎払い（偶数月 奇数月）  
 繰り上げ返還： \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月に支払予定

1回の返還金額： \_\_\_\_\_ 円に、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から変更。

【ご注意】 返還金額を変更すると返還期間も変わります。但し返還期間が最長20年（返還済み回数を含み、月賦は240回、半年賦は40回）を超える金額の変更はできません。

払込方法：  口座振替（預金口座からの自動引落し）  払込票による振込み  
※ 後日、口座振替依頼書をお送りします。

<通信欄>

.....  
.....  
.....